埼玉県の石綿対策(平成28年度実施状況)

健康対策

健康に関する県民不安の解消

①保健所(13箇所)に健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。 (疾病対策課)

○保健所における相談件数

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計	(参考) 27年度
9	9	1 1	6	35	62

②医療従事者等を対象とした石綿疾患研修会を開催する。

(疾病対策課)

○医療従事者に対する研修の実施状況

実施日	参加人数
平成28年12月12日	17人
平成28年12月22日	11人

環境対策

- (1) 石綿関連製品製造工場等に対する対策
 - ○大気汚染防止法の規制対象とならない石綿取扱い事業所の実態把握を 行い、飛散防止を要請する。 (大気環境課)
- ○新たに石綿の使用を把握した事業所:なし
- (2) 建築物の解体等工事に対する対策
 - ◆解体工事業者等に対する対策
 - ①解体工事業者や建設業者等に対して石綿飛散防止に関係する法令の周知や適切な除去方法の周知を図るため、講習会を実施する。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

○講習会等実施状況

講習会等の名称	実施日	出席者数	
産業廃棄物適正処理講習会	7月29日	574人	
石綿関係法令等説明会	11月18日	330人	
産業廃棄物講習会	11月30日	600人	
実務研修会	12月~2月	373人	

②解体工事業登録申請者に対して石綿関係法令に関するパンフレットを配付するとともに、窓口に備え付け、建設業者に対して周知を図る。

(大気環境課、建設管理課)

- ○解体工事業の登録申請業者に対し、パンフレットを配布した。
- ○解体工事業登録及び建設業許可の受付窓口にパンフレットを備え付けた。

◆解体工事時の飛散防止対策

③労働基準監督署及び県建築安全センター等と連携し、大気汚染防止法の 届出漏れを防止する。大気汚染防止法の届出対象となる解体等工事につ いては、立入検査・周辺石綿濃度調査を実施し、解体工事業者等に対し て飛散防止を指導する。 (大気環境課)

〇立入検査

届出のあった全ての解体工事(110件)に対して立入検査を実施した。

〇周辺環境調査

解体工事中の周辺環境調査を25件実施した。

うち1件で石綿濃度が1.7本/L検出された。(行政指導済み)

〇完了検査

除去工事後の完了検査を141件(延べ件数)実施した。

- ④大気汚染防止法の対象となる石綿除去工事の際、「石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」に基づき、工事発注者等から周辺住民等に対する周知を促進する。 (大気環境課)
- ○平成21年3月に指針を作成し、同年4月より施行。
- 〇平成27年3月に本指針を改正し、同年4月より施行。

県HP:http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/documents/risukomi.pdf

- ○工事発注者への指針周知状況
- 環境対策(2)①の講習会等で実施。
- 大気汚染防止法の届出及び相談時に周知。
- ○事前周知の実施数 72件

説明会 個別訪問		チラシ配布	回覧版	
1	37	31	3	

⑤建設リサイクル法の届出書の「付着物」及び「その他」の欄に「石綿の有無」等のチェック欄を追加するとともに、関係機関との届出情報の共有化を推進する。また、窓口等において石綿関係法令の周知を引き続き行うとともに、解体工事現場において石綿関係法令の遵守を要請する。
(大気環境課、総合技術センター、産業廃棄物指導課)

○建設リサイクル法対象工事に係る対応状況

- 届出受理時、「石綿の有無」についてチェック欄の記載要請の徹底
- 情報提供 意見交換を行う建設リサイクル法推進連絡調整会議の開催
- 建設リサイクル法届出窓口でパンフレット配布
- ・ 巡回パネル展の実施
- 建築安全センターによる現場パトロールの実施
- (3) 石綿廃棄物に対する対策
 - ◆石綿廃棄物の排出事業者(解体工事業者等)に対する指導
 - ①建築物の解体等工事に対する現地調査を実施し、石綿廃棄物の適正処理を指導する。 (産業廃棄物指導課)
 - 〇現地調査実施状況 816件
 - ②解体工事業者、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請するとともに、説明会・講習会において関係法令の周知を図る。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

- ○講習会等実施状況 環境対策(2)①の講習会等で実施
- ◆産業廃棄物処理業者等に対する指導及び実態調査
 - ③石綿廃棄物排出量や最終処分状況等について県内の排出事業者から提出されるマニフェスト交付状況報告書等を集計し、実態を把握する。

(資源循環推進課)

- 〇平成27年度廃石綿等排出量 178トン (さいたま市、川越市及び越谷市は除く)
 - ④市町村に対し、石綿含有の廃家庭用品等の適正な処理方法を指導する。 (資源循環推進課)
- 〇平成19年度に市町村に対し、石綿含有廃棄物の適正処理について通知している。
- 〇相談件数 〇件。

- ⑤産業廃棄物処理業者に対し、石綿廃棄物の適正処理の徹底を指導する。 (産業廃棄物指導課)
- ○講習会等実施状況環境対策(2)①の講習会等で実施

◆不法投棄対策

- ⑥監視パトロールを強化し、石綿廃棄物が不法投棄された際の早期発見に 努める。 (産業廃棄物指導課)
- 〇不法投棄110番(24時間体制)設置による県民からの通報を広く周知した。
- ○監視パトロール等件数 8,806件
 - ⑦石綿廃棄物の不法投棄が発見された際の対応マニュアルを適宜改訂する。 (産業廃棄物指導課)
- 〇対応内容の改訂はなし(一部連絡先等改訂)
- (4) 相談窓口の設置・一般環境調査の実施
 - ①環境管理事務所(7箇所)に環境に関する石綿問題についての県民相談 窓口を設置し、適切な情報提供を図る。 (大気環境課)
 - 〇相談件数 46件

②県内20箇所において大気中の石綿濃度調査を実施する。(大気環境課)

〇平成28年度大気中石綿濃度結果(総繊維数濃度)

	住宅地域	道路沿線 地域	その他の 地域	全体	
調査地点数	10	3	7	20	
平均濃度 (本/スス)	0. 50	0. 95	0. 51	0. 57	
(参考)27年度	0.06	0.06	0. 08	0. 07	

- 注1) 平成24年度までは、夏・冬2回の調査の平均値、平成25年度及び26年度は夏に、平成27年度及び28年度は秋に調査した。
- 注2)表の濃度は大気1リットル当たりの総繊維の平均本数。
- 注3)総繊維数濃度が1本/リットルを超えた地点が1か所あり、石綿繊維数濃度を 追加測定したところ、石綿繊維は確認されなかった。

- (5) 石綿除去工事等に対する経済的支援
 - ①石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会やホームページ等で情報提供する。 (温暖化対策課)
 - 〇石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が 「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会や ホームページ等で情報提供を行った。平成28年度は融資の利用はなかった。
 - ②民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。 (建築安全課、社会福祉課)
 - 〇民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る 費用の一部を直接補助した。
 - (補助実績)

除去などの工事 2棟

公共施設対策

公共施設に係る調査・対策の実施等

①県有施設について、施設改修時等に、石綿含有吹付け材の封じ込めや囲い込み処理をした箇所及び、表面が硬く飛散の恐れが無い石綿含有吹付け材が使用されている箇所の損傷を点検し、必要に応じ補修や除去工事を行う。また、新たに吹付け材が発見された場合には分析調査と必要な対策を行う。

管財課、住宅課、(企)水道管理課、(病)経営管理課、 (下)下水道事業課、(教)財務課、(警)施設課)

石綿含有吹付け材(処理済)の	新たに吹付け材が発見さ		
補修・除去工事をした件数	対策を行った件数		
	綿含有だった件数		
3件	33件	〇件	

②市町村有施設について、各省からの照会に基づき、石綿6種類のいずれかを含有する吹き付け材への対策状況等のフォローアップ調査を行う。 (物)財務課、住宅課、医療整備課、市町村課)

〇市町村立学校施設、社会教育施設、社会体育施設等 (文部科学省) 石綿6種類いずれかを含有する吹き付け材等への対策状況フォローアップ調査結果 (平成28年10月1日時点)

	全機関数	2, 850
吹き付け石綿有り※		41
	措置済み	0
	飛散によるばく露の恐れなし	41
	飛散によるばく露の恐れあり	0
調査中		0

- ※一つの機関に複数の吹き付け石綿がある機関があるため、機関数と内訳は一致しない。
- ○石綿6種類の調査実績状況(平成28年8月末時点)

市町村営住宅

訓	直対象住棟数	305
吹付け石綿等使用		14
	うち除去等の処理済	11
	うち未処理(今後対応予定)	3
吹付け石綿等未使用		291
	後調查予定	0

〇市町村立病院(厚生労働省)

石綿6種類の調査実施状況(平成28年7月1日現在)

調 査 病 院 数	10
吹付け石綿等使用	5
うち除去等の処理済	3
うち暴露のおそれなし	2
吹付け石綿等未使用	5
調査中	0

○他省庁の所管に属さない市町村有施設(総務省) 石綿6種類の調査実施状況(平成28年10月1日現在) 吹付け石綿、石綿含有吹付け材使用状況調査

7110 1	
調査箇所数(県計)	3, 346
吹付け石綿等使用	161
うち撤去済	98
うち未処理	63
うちばく露のおそれなし	52
うちばく露のおそれがある	
が必要な対策※を実施済	5
うちばく露のおそれがある	
が対策の実施未了	6
吹付け石綿等未使用	2, 927
平成28年度以降調査予定	258

- ※1 さいたま市を除く。
- ※2 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置(「表面固化」 「浸透固化」「囲い込み」等)ではなく、ばく露のおそれがある施設に 対する間接的な措置(例えば「立入禁止措置」等)などにより被ばくを回 避する対策を講じているものをいう。

民間施設対策

- (1) 民間建築物に係る吹付け石綿等の実態調査、対策の実施等
 - ①社会福祉施設、病院施設、私立学校、土地改良施設、床面積1,000㎡以上の民間施設について、飛散のおそれがある場合に、石綿の除去・飛散防止対策の実施状況を把握し、適宜対策を実施するよう要請する。

(社会福祉課、学事課、医療整備課、農村整備課、建築安全課)

- 〇平成17年度に行った実態調査のフォローアップ調査と平成28年度の実態調査(社会福祉施設)を実施するとともに、適切に処置を講ずるよう要請した。
- 〇民間建築物に係る実態調査

		社会福祉 施設※a	病院施設	土地改良 施設	私立学校	1,000㎡以 上の民間施 設
調査数		9,850	325	1,048	780	11,800
回収	数	3,739	325	1,048	780	11,233
吹付	け石綿等有り	213	53	5	64	563
	対策実施済	45	34	0	64	434
	未処理	%b 168	%c 19	%d 5	0	129
吹付け石綿等無し		2,746	272	1,043	716	10,670
調査中※e		6,891	0	0	0	567

- ※a 平成28年度使用実態調査分(床面積1,000㎡未満含む)
- ※b ばく露の恐れがない施設135件含む
- ※c 未処理の19施設のうち「ばく露の恐れがないもの」が18施設、「ばく露の恐れがあるが立入禁止措置等により被ばくを回避する措置を講じているもの」が1施設である。
- ※d 国の基準以下であり、当面の緊急性がない。
- ※e 調査中には未回答のものを含む。

②床面積1,000㎡未満の民間建築物についても、飛散の恐れのある石綿についての対策の周知を図る。吹付け材が確認された場合は、分析調査の実施や飛散防止等の対策を要請する。

「建築安全課、社会福祉課、生活衛生課 、農村整備課、学事課

- 〇ホームページやセミナーでアスベスト対策について周知するとともに、分析 調査の実施などを要請した。
 - ③私立学校における石綿の除去費用等について、私立学校振興資金融資貸付金利子補助を行う。 (学事課)
- ○平成18~28年度の利用実績はないが、学校法人に対する周知は毎年 度実施しており、今後も引き続き実施する。
 - ④民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。(再掲) (建築安全課、社会福祉課)
- ○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る 費用の一部を直接補助した。
- (補助実績) 除去などの工事 2棟
 - ⑤土地改良施設における石綿の除去などについて、対策の検討を行う。 (4施設) (農村整備課)
- ○基幹水利施設ストックマネジメント事業「幸手領・権現堂地区」で石綿を除去するための検討を行った。

(2) 相談体制等の整備

- ①建築安全センターの相談窓口において、アスベスト対策の適切な情報提供を図る。 (建築安全課)
- 〇建築安全センターで随時、相談に応じるとともに、アスベスト対策を推進するため、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

②関係機関に対し、アスベスト対策の推進を要請する。

建築安全課、社会福祉課、医療整備課、 生活衛生課、農村整備課、学事課

〇市町村や県内のアスベストの分析調査機関及び建設関係団体に対し、アスベスト対策の推進を要請するとともに、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

県民の不安の解消

県民への情報提供

- ①石綿に関するQ&Aを掲載するなど、ホームページ等を利用して石綿関連情報の提供を行う。 (大気環境課)
- 〇石綿関係法令の内容を解説したパンフレット等の資料を、石綿関係法令等説明会の他、環境管理事務所等で配布した。
- 〇県内20箇所における大気中の石綿濃度調査結果を大気環境課ホームページ 内で公表した。

②石綿問題をテーマとした県政出前講座を行う。

(大気環境課)

- ○県政出前講座 ○件
 - ③消費生活支援センターにおいて、消費生活に関する相談を受け付ける。 (消費生活課)
- ○県消費生活支援センターにおける相談件数 1件
- ○市町村消費生活センター等における相談件数 9件

石綿健康被害者の救済

石綿による被害者救済対策

- ○「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、健康被害者等からの認定申請等の受け付けを行う。 (疾病対策課)
- ○県保健所における申請等状況 15件

国・市町村との連携

- (1) 国・市町村との連携強化
 - ○県、埼玉労働局、さいたま市と石綿対策に係る連絡会議を開催するなど、 連携の強化を図る。 (大気環境課)
- ○埼玉労働局及びさいたま市と連絡調整会議を開催し、情報交換した。
- ○埼玉労働局及びさいたま市と共催で、石綿関係法令等説明会を実施した。

(2) 国への要望

○国に対し、引き続き必要な要望を行う。 (大気環境課、産業廃棄物指導課)

○平成29年度国の施策に対する提案・要望

- ・評価基準の設定等による石綿規制の明確化
- 石綿規制対象の拡大と関係機関の連携強化
- 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進